



監査報告書

平成 30 年 5 月 14 日

社会福祉法人鹿児島虹の福社会

理事長 久保 正和 殿

監事 上川 路長生 

監事 加治屋 忠一 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。


以 上


監査報告書

平成30年5月14日

鹿児島市長 森 博幸 殿

鹿児島市中山町5028番地80
社会福祉法人鹿児島虹の福祉会

監事 上川 誠 俊生 

監事 加治屋 忠一 

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会の法人運営及び施設運営等について「監事監査調書等」に従って監査を実施し、その結果は以下のとおりでしたので、法人定款第34条に基づいてここに報告します。

記


監査対象年度	平成29年度
監査実施年月日	平成30年5月14日（月）午後 2 時 00 分～ 5 時 00 分
監査事項	
1 法人運営関係	適正であると認めます
2 会計経理関係	適正であると認めます
3 施設運営管理関係	適正であると認めます
4 職員処遇関係	適正であると認めます
5 入所者処遇関係	適正であると認めます

監査報告書

平成30年5月14日

鹿児島市長 森 博幸 殿

鹿児島市中山町5028番地80
社会福祉法人鹿児島虹の福祉会

監事 上川 啓 生 

監事 加治屋 忠一 

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び財産の状況等について、平成30年5月14日、「監事監査調書」に従って監査を実施し、その結果は別紙のとおりでしたのでここに報告します。

(別紙)

1 法人関係について

-適正であると認めます

2 経理関係について

-適正であると認めます。

3 施設運営管理関係について

適正であると認めます。

4 職員処遇関係について

適正であると認めます。

5 入所者処遇関係について

適正であると認めます。

6 その他